

令和6年度

償却資産(固定資産税)申告の手引

平素は、市税につきましてご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、償却資産の所有者は、地方税法第383条により毎年1月1日現在の状況を1月31日までに償却資産所在地の市町村長に申告していただく必要があります。

申告期間 **令和6年1月4日(木)～**
令和6年1月31日(水)

※期限間近になりますと大変混雑しますので、**1月22日(月)頃までに提出してください**ようご協力お願いいたします。なお、土曜、日曜、祝日は除きます。

- ・申告書の控えが必要な方は、申告書(原本)と申告書のコピーを提出してください。申告書のコピーを控えとして、受付印を押印し返却します。この場合、郵送で提出される方は必ず返信先を明記した切手貼付の返信用封筒を同封してください。
- ・返信用の封筒又は申告書のコピーが同封されていない場合は、控えをお返しできませんので、ご了承ください。

※償却資産の申告は**簡単・便利な電子申告**をぜひご利用ください。
(詳しくは6ページをご覧ください)

申告書の提出先及び問合せ先

和歌山市 財政局 税務部 資産税課 管理償却班

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地(本庁舎2F⑤番窓口)

☎(073) 435-1037 (ダイヤルイン)

1. 償却資産とは

固定資産税という償却資産とは、土地及び家屋以外の**事業の用に供する**ことができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます（地方税法第341条）。

「事業の用に供する」とは、所有者が自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

(1) 償却資産の種類

資産の種類		対象となる償却資産の例示	
1種	構築物	構築物	門、塀、舗装路面、庭園、広告塔、立体駐車場設備、工場緑化施設、その他土地に定着する土木設備等（家屋に含むものを除く。）
		建物附属設備	受変電設備、中央監視制御装置、テナントが施工した内部造作等
2種	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品加工製造機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0,00～09 及び 000～099」の車両）、その他各種業務用機械及び装置等	
3種	船舶	はしけ、ボート、漁船、遊覧船、汽船、帆船等	
4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5種	車両及び運搬具	台車、構内運搬車、建設機械以外の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9,90～99 及び 900～999」の車両）及び、農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの。（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車・トラック等を除く。）	
6種	工具、器具及び備品	ロッカー、金庫、パソコン、コンピュータ、レジスター、切削工具、測定工具、ルームエアコン、陳列ケース、医療用機器、理美容機器、自動販売機等	

(2) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在事業の用に供することができる資産で、つぎのような資産も申告の対象となります。

- ・ 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- ・ 建設仮勘定で経理されている資産
- ・ 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- ・ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ・ 償却済み資産（減価償却が終わった資産）
- ・ 遊休資産（稼働を休止しているが、利用可能な資産）
- ・ 未稼働資産（既に完成または据付済であるが、未だ稼働していない資産）
- ・ 貸付資産（他の事業者に事業用として貸付をしている資産）
- ・ 借用資産（リース資産で、契約の内容が割賦販売と同等である資産）
- ・ 割賦購入資産（割賦金が完済されていないが、1月1日現在において事業の用に供することのできる資産）
- ・ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱う）
- ・ 賃貸ビル等にテナント入居されている方が附加施工された内装工事費
- ・ 大型特殊自動車
- ・ 福利厚生のために供する資産（社宅や寮等に係る構築物や備品等）
- ・ 即時償却資産（租税特別措置法に規定により即時償却している取得価格30万円未満の資産）

太陽光発電設備について

- ・ 法人が設置した設備
- ・ 個人が設置した事業のために使用している設備
- ・ 個人が設置した発電出力が10kw以上の設備

(3) 申告の対象とならない資産

- ・ 耐用年数1年未満又はその取得価格が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入するもの（下表参照）
- ・ 取得価格が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却をするもの（下表参照）
- ・ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの（平成20年4月1日以後契約分）
- ・ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産
- ・ 無形減価償却資産（ソフトウェア・特許権等）
- ・ 馬、果樹、その他の生物（観賞用、興行用生物は除く。）

【少額資産の固定資産税（償却資産）申告の取扱い一覧表】

個人の場合

	取得時期	取得価格	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
①	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
②	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得した資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
③	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費※1	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却※2	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

法人の場合

	取得時期	取得価格	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
④	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
⑤	平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得した資産（④を除く。）	20万円未満	損金算入	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
⑥	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入※3	申告対象外
			3年間一括償却※4	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却※4	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

※1 所得税法施行令第138条の適用を受ける償却資産

※2 所得税法施行令第139条の適用を受ける償却資産

※3 法人税法施行令第133条の適用を受ける償却資産

※4 法人税法施行令第133条の2の適用を受ける償却資産

(4) 業種ごとの主な償却資産

業種	対象となる償却資産の例示
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、太陽光発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
医院、歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器)、各種事務機器、待合室用椅子等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)、駐車場料金精算機、白線等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業、ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール機、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジゲーター設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等

(5) 建物附属設備(建築設備)について

家屋の建築設備は、家屋に含めて課税されるものと、償却資産として課税されるものがありますが、償却資産として課税される主な資産には、次のようなものがあります。これらのものについては、構築物として申告してください。

- ・特定の生産の用に供するもの又は特定の業務の用に供するもの
(例) 発電・変電設備・冷暖房設備等
- ・家屋から独立した装置としての性格の強いもの
(例) 中央監視装置、電話交換機等
- ・構造的に家屋と一体になっていないもの
(例) 屋外焼却炉、独立煙突、キャノピー等

※償却資産と家屋の区分について、詳細を和歌山市ホームページ(サイト内検索で「1050856」を入力)に掲載しています。

2. 償却資産の申告について

(1) 申告する必要がある方

令和6年1月1日現在、和歌山市内に償却資産(市内で他人に貸し付けている資産も含む)を所有する法人又は個人

(2) 申告する内容及び提出書類

償却資産申告書、種類別明細書等の所定の書類をご提出ください。

- ・申告書、種類別明細書の記入方法については、10ページ以降を参照してください。
- ・申告書、種類別明細書は和歌山市ホームページ(サイト内検索で「1000794」を入力)からダウンロードできます。
- ・申告される方により提出書類に違いがありますので、以下を参照してください。

① 本年度から申告される方

提出書類	償却資産申告書 種類別明細書(全資産・増加資産用)
注意点	令和6年1月1日現在、和歌山市内に所有している償却資産をすべて記入してください。 ※該当資産を所有していない場合は、申告書の「17備考」欄の項目4(該当する資産なし)に○をし、申告書のみ提出してください。

② 前年度申告されている方

提出書類	償却資産申告書 種類別明細書(全資産・増加資産用) 種類別明細書(減少資産用)※減少・変更された頁のみを提出してください。
注意点	前年中に増加(減少)した資産のみ、それぞれ種類別明細書に記入してください。 前年中に資産の移動がない場合は、種類別明細書は提出する必要はありません。 ※電算システムで申告する場合は、全資産種類別明細書の添付は毎年必要です。

③ 電算システム(評価額等を自ら計算したもの)で申告される方

提出書類	償却資産申告書(当市から送付した償却資産申告書右上に記載されている所有者コード11桁を入力してください) 全資産種類別明細書(※前年中に資産の移動がない場合も添付してください)
注意点	種類別明細書には令和6年1月1日現在、和歌山市内に所有している償却資産をすべて入力してください。

④ 廃業、解散、転出等があった方

提出書類	償却資産申告書
注意点	償却資産申告書右下の備考欄にその旨を記入し、住所、連絡先等の変更有る場合は、必ず記入してください。

(3) eLTAX（エルタックス）を利用した申告について

償却資産の申告は eLTAX を利用し、インターネット上から申告することができます。ぜひご利用ください。

なお、eLTAX のサービス・利用方法は、eLTAX ホームページをご覧ください。か、eLTAX ヘルプデスクへお問合せください。

ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

(電話) ヘルプデスク 0570-081459

受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)

(4) 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、過料が科せられるほか、不足税額に加えて延滞金を徴収する場合があります (地方税法第386条、第368条)。

また、虚偽の申告をされますと罰金等が科せられます (地方税法第385条)。

(5) 実地調査等について

和歌山市では、国 (総務省) の指導に基づいて、申告内容の確認や、未申告者の調査に取り組んでいます。地方税法第353条及び第408条の規定により実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また、和歌山市では地方税法第354条の2の規定により所得税又は法人税に係る書類の閲覧を行っています。

調査の結果、申告漏れ等が判明した場合は修正申告をしていただきます。

(6) 過年度への遡及について

申告漏れ等の場合の賦課決定に際しては、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することとなります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、**最大5年を限度とします。**

なお、過年度分の課税が発生した場合は、**納期は1回**となりますのでご注意ください。

3. 償却資産の評価と課税について

(1) 税額の計算方法

個々の資産ごとに評価額を求め、それらを課税標準額 (課税標準額の特例の適用を受けるものは、軽減後の額) とし、税率1.4%を掛けたものを税額とします。

※課税標準額の合計が150万円 (免税点) 未満の場合は課税されませんが、その場合でも申告が必要です。

[評価額の計算方法]

・前年中に取得したもの (令和5年1月2日から令和6年1月1日まで)

$$\text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$

・前年前に取得したもの (令和5年1月1日以前)

$$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$$

なお、耐用年数を経過した資産で、評価額がその取得価格の5%を下回った場合は、5%の額が評価額となります。

[評価額の計算例]

取得価額 250,000円、取得年月 令和5年9月、耐用年数4年のパソコンの場合 (減価率については、16ページ「減価率及び減価残存率表」を参照)

年度	評価額
令和6年度	$250,000 \times (1 - 0.438 \times 1/2) = 195,250$ 円
令和7年度	$195,250 \times (1 - 0.438) = 109,730$ 円
令和8年度	$109,730 \times (1 - 0.438) = 61,668$ 円
令和9年度	$61,668 \times (1 - 0.438) = 34,657$ 円
令和10年度	$34,657 \times (1 - 0.438) = 19,477$ 円
令和11年度	$19,477 \times (1 - 0.438) = 10,946$ 円 < 12,500 円

※令和11年度で評価額が取得価格の5% (12,500円) を下回りますので、令和11年度以降は12,500円が評価額となります。

(2) 納期

通常4回の納期に分けて納めていただくことができます。

1期	2期	3期	4期
5月31日	7月31日	12月2日	令和7年 1月31日

(3) 特例等について

次の場合には、別途添付書類を提出していただく必要があります。また、種類別明細書の該当資産の摘要欄にその旨の記入も必要です。

① 固定資産税の課税標準の特例を受けようとする場合（初年度のみ）

地方税法等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

関係法令	地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等
提出書類	固定資産税（償却資産等）課税標準の特例適用申請書 その資産が特例の条項に該当することを明らかにする書類

特例該当資産（一部抜粋）

特例対象資産	適用条項	取得時期	適用期間	特例割合	添付書類
内航船舶	地方税法第 349 条の 3 第 5 項	—	期限なし	1 / 2	船舶原簿、登録票及び船舶検査証書の写し等
再生可能エネルギー発電設備（太陽光 1,000Kw 未満）	地方税法附則第 15 条第 2 5 項 第 1 号	令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日	3 年間	2 / 3	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金決定通知書の写し
再生可能エネルギー発電設備（太陽光 1,000Kw 以上）	地方税法附則第 15 条第 2 5 項 第 2 号	令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日	3 年間	3 / 4	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金決定通知書の写し
特定事業所内保育施設	地方税法附則第 15 条第 3 2 項	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日	5 年間	1 / 3	企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の写し

中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき取得した設備等に係る特例について

取得時期により制度が異なります。

取得時期	適用条項	適用期間	特例割合	添付書類
令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日	旧地方税法附則第 6 4 条	3 年間	零 (課税標準額が 0 になります)	・先端設備等導入計画申請書・認定書一式の写し ・工業会等による生産性向上案件証明書の写し等
令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日 (賃上げ表明なし)	地方税法附則第 15 条 第 4 5 項	3 年間	1 / 2	・先端設備等導入計画申請書・認定書一式の写し ・認定経営革新等支援機関による「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し等
令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日 (賃上げ表明あり)	地方税法附則第 15 条 第 4 5 項	5 年間	1 / 3	・先端設備等導入計画申請書・認定書一式の写し ・認定経営革新等支援機関による「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し ・従業員へ賃上げを表明したことを証する書面の写し等
令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日 (賃上げ表明あり)	地方税法附則第 15 条 第 4 5 項	4 年間	1 / 3	・先端設備等導入計画申請書・認定書一式の写し ・認定経営革新等支援機関による「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し ・従業員へ賃上げを表明したことを証する書面の写し等

※ 特例申請書等の詳細について、和歌山市ホームページ（サイト内検索で「1050791」を入力）に掲載しています。

② 短縮耐用年数の適用を受けようとする場合

関係法令	法人税法施行令第 57 条第 1 項又は所得税法施行令第 130 条第 1 項
提出書類	所轄国税局長から承認を受けた耐用年数短縮承認通知書の写し

③ 増加償却の適用を受けようとする場合

関係法令	法人税法施行令第 60 条又は所得税法施行令第 133 条
提出書類	所轄税務署長に届出した増加償却届出書の写し

④ 非課税の適用を受けようとする場合

関係法令	地方税法第 3 4 8 条
提出書類	・償却資産非課税適用（取消）申告書 ・その資産が非課税条項に該当することを明らかにする書類

※ 非課税の対象となる償却資産の例及び申告書様式を和歌山市ホームページ（サイト内検索で「1030914」を入力）に掲載しています。

4. 申告書の書き方

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

★前年度までに申告済の事業所については1.（住所）～5.（事業開始年月）まで印字していますので、記入の必要はありません。（ただし、印字されていない箇所及び修正、変更のある場合は、記入又は訂正してください。）

- 3. 個人番号（マイナンバー）又は法人番号 を記入してください。
- 4. 事業種目を業種コード表（日本標準産業 分類）から選択して記入してください。

必ず所有者コードを記載してください。
 ・和歌山市から申告書をお送りしている場合で、別様式をご使用の場合は、償却資産申告書の右上の11桁の※所有者コード
 ・和歌山市から申告書に関するハガキをお送りしている場合は、種類別明細書の右上の11桁の所有者コード
 ・和歌山市から納税通知書をお送りしている場合は、表紙左下の11桁の番号

1. 住所（または納税通知書送達先）及び電話番号を記入し、ふりがなを付してください。

2. 氏名又は名称及び代表者の氏名を記入し、ふりがなを付してください。また、屋号があれば記入してください。

令和6年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

6年1月20日

受付印 (宛先) 和歌山市長

640-8511

わ か や ま し し ち ば ち ち ば ち
和歌山市七番丁23番地
(電話 073-432-0001)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 (資本等の金額) 158 飲食料品小売業 (10百万円)

5 事業開始年月 和歌山市において 昭和49年6月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理係 和歌山花子 (電話 073-432-0001)

7 税理士等の氏名 甲乙会計 (電話 073-435-1037)

※所有者コード 00054000332

8 短縮耐用年数の承認 有・無 有 無

9 増加償却の届出 有・無 有 無

10 非課税該当資産 有・無 有 無

11 課税標準の特例 有・無 有 無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 有 無

13 税務会計上の償却方法 定額法・定率法 定額法 定率法

14 青色申告 有・無 有 無

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	3000000		2000000	5000000
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	1000000	400000	1400000	2000000
7 合計	4000000	400000	3400000	7000000

資産の種類	評価額 (イ)	決定価格 (ロ)	課税標準額 (ハ)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

15 市(区)町村内における事務所等資産の所在地及び家屋の所有区分

16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等 〒640-0000 和歌山市一番丁3 和歌山リース(株)073-000-0000

17 備考(添付書類等) 該当するものに○をつけてください
 ① 増加資産あり(別紙種類別明細書 1枚を作成)
 ② 減少資産あり(別紙種類別明細書 2枚を作成)
 3. 資産に増減なし
 4. 該当する資産なし
 5. 廃業・解散・市外転出等あり (年月日 廃業・解散・転出)
 6. 住所又は納税通知書送付先変更あり 〒 -
 7. その他(具体的に記入してください)

5. 和歌山市内において、事業を開始した年月を記入してください。

6. この申告について応答できる方の係及び氏名、電話番号を記入してください。

7. 税理士等に経理を委託されている場合は、その氏名、電話番号を記入してください。

8~14. 該当する方を○で囲んでください。ただし、8~11で「有」に該当する場合は、「承認通知書」・「届出書」等関係書類の写しを添付してください。

15. 和歌山市内における事業所等資産の所在地を記入してください。
 ★事業所等資産の所在地が1か所だけで、その所在地が「1住所（又は納税通知書送達先）」と同一の場合には、本欄の記入の必要はありません。

16. 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお「有」に該当する場合は、貸主の住所、名称及び電話番号を記入してください。

(イ) 前年までに取得された資産の取得価額は、種類別に印字されています。
 (ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。
 (ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。
 (ニ) 種類別 (イ)-(ロ)+(ハ) の合計を記入してください。

※特に記入の必要はありません。
 自社電算申告の事業所については、課税標準額まで記入してください。

17. 該当する番号に○印をつけてください。「その他」には次のような事項を記入してください。
 ・特例・非課税の適用を受ける場合は、その名称
 ・前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は異動年月日、旧住所、旧名称等
 ・前回の申告書の取得価額・計(ニ)と、今回の申告書の取得価額・前年前に取得したもの(イ)の価額が相違する場合は相違している資産の原因を記載してください。

(2) 種類別明細書 (増加資産・全資産用) の書き方

- 初めて申告される方は、所有している全資産を記入してください。
- 前年度申告された方は、前年中に取得された資産のみ記入してください。
(他市町村の事業所から取得した資産も含む。)
- 決算期以降賦課期日 (1月1日) 現在までの間の取得資産についても、申告もれのないようにしてください。

は記入の必要はありません。

令和6年度

※ 所有者コード
00054000332

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

所有者名
株和歌山商店

課税標準の特例
率 コード

課税標準額

増加事由
摘要

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率 コード	課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月								
01	1		駐車場アスファルト	1	5	5	2	2000000	1.0				①	2	
02	6		クーラー RN-100	3	5	5	5	1400000	6				③	4	大阪支店より移動
03															
04															
05															

氏名又は名称、明細書の枚数を記入してください。

第二十六号様式別表一 (提出用)

増加事由に○をしてください。

1	新品取得	2	中古品取得
3	移動による受入れ	4	その他

必要と思われる事項を記入してください。

(例)

- 課税標準の特例又は非課税に該当する資産⇒「特例資産」、「非課税資産」
- 増加償却の届出をした資産⇒「増加償却」
- 他市町村の事業所から取得した資産⇒〇〇市〇〇事業所より移動

減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げる耐用年数を各資産に応じて記入してください。

取得価額を記入してください。

※購入手数料・据付費等の付帯費、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

※法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については、償却資産の評価上認められていないので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

資産の種類を記入してください。

1	構築物	2	機械及び装置
3	船舶	4	航空機
5	車両及び運搬具	6	工具・器具及び備品

資産の名称を 20 文字以内で記入してください。(左詰め)

数量を記入してください。(右詰め)

取得年月を記入してください。

年号は、昭和「3」・平成「4」・令和「5」となります。

(3) 種類別明細書(減少資産用)の書き方

※前年前までに申告されたすべての資産を印字しています。

- ①前年中に売却、滅失、移動等により全部減少又は一部減少した場合
- ②印字されている内容の種類、名称、数量等の修正をする場合

○減少・修正した分の種類別明細書(減少資産用)の頁だけを提出してください。

一部減少の場合、取得価額を二本線で消し、減少する金額を記入してください。
※減少後の残存価格ではありません。

氏名又は名称、明細書の枚数を記入してください。

①減少の場合

(例)

- コピー機 1 台の全部減少
- テレビ 3 台中 1 台破損 (一部減少)

⇒減少した 1 台 20 万円分を記入する。

令和 6 年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		第二十六号様式別表二(提出用)			
※所有者コード												所有者名		2枚のうち			
00054000332												(株)和歌山商店		1枚目			
行番号	資産の種類	抹消コード (資産コード番号)	資産の名称等	数 量	取得年月		取得価額	耐用 年数	申告 年度	減少の事由及び区分				摘要			
					年 号	年 月				1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他				
01	1	00010001	ブロックベイ	1	4	2	10	1,000,000	15		1	2	3	4	1	2	
02	1	00010002	駐車場アスファルト舗装	1	4	15	2	2,000,000	10		1	2	3	4	1	2	
03											1	2	3	4	1	2	
04	6	00060001	コピー機	1	4	8	12	200,000	5		1	2	3	4	1	2	大阪支店へ移動
05	6	00060002	テレビ	1	3	6	10	200,000 600,000	6		1	2	3	4	1	2	1台滅失(2台残)
06											1	2	3	4	1	2	
07											1	2	3	4	1	2	

は記入の必要はありません。

減少する資産の行番号をすべて○で囲んでください。

一部減少の場合、減少する数量を記入してください。

減少の事由に○をしてください。

1	売却	2	滅失
3	移動	4	その他

※その他の場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

摘要には減少事由等必要と思われる事項を記入してください。

減少の区分(全部減少か一部減少)に○をしてください。

1	全部	2	一部
---	----	---	----

※一部減少の場合は、数量、価額の記入に注意してください。

②修正の場合

(例)

- 資産名称をレイトウキから冷蔵庫に名称変更する。
- 取得年月の月を修正。

令和 6 年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		第二十六号様式別表二(提出用)			
※所有者コード												所有者名		2枚のうち			
00054000332												(株)和歌山商店		2枚目			
行番号	資産の種類	抹消コード (資産コード番号)	資産の名称等	数 量	取得年月		取得価額	耐用 年数	申告 年度	減少の事由及び区分				摘要			
					年 号	年 月				1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他				
01	6	00060010	レイトウキ 冷蔵庫	1	4	10	2	200,000	6		1	2	3	4	1	2	名称変更・取得年月修正
02											1	2	3	4	1	2	
03											1	2	3	4	1	2	
04											1	2	3	4	1	2	

修正する資産の行番号をすべて○で囲んでください。

修正する項目を二本線で消し、修正後の名称、数量等を記入してください。

減少の事由及び区分は、記入の必要はありません。

摘要には修正事由等を記入してください。

〈減価率及び減価残存率表〉

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	31	0.072	0.964	0.928
3	0.536	0.732	0.464	32	0.069	0.965	0.931
4	0.438	0.781	0.562	33	0.067	0.966	0.933
5	0.369	0.815	0.631	34	0.066	0.967	0.934
6	0.319	0.840	0.681	35	0.064	0.968	0.936
7	0.280	0.860	0.720	36	0.062	0.969	0.938
8	0.250	0.875	0.750	37	0.060	0.970	0.940
9	0.226	0.887	0.774	38	0.059	0.970	0.941
10	0.206	0.897	0.794	39	0.057	0.971	0.943
11	0.189	0.905	0.811	40	0.056	0.972	0.944
12	0.175	0.912	0.825	41	0.055	0.972	0.945
13	0.162	0.919	0.838	42	0.053	0.973	0.947
14	0.152	0.924	0.848	43	0.052	0.974	0.948
15	0.142	0.929	0.858	44	0.051	0.974	0.949
16	0.134	0.933	0.866	45	0.050	0.975	0.950
17	0.127	0.936	0.873	46	0.049	0.975	0.951
18	0.120	0.940	0.880	47	0.048	0.976	0.952
19	0.114	0.943	0.886	48	0.047	0.976	0.953
20	0.109	0.945	0.891	49	0.046	0.977	0.954
21	0.104	0.948	0.896	50	0.045	0.977	0.955
22	0.099	0.950	0.901	51	0.044	0.978	0.956
23	0.095	0.952	0.905	52	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	53	0.043	0.978	0.957
25	0.088	0.956	0.912	54	0.042	0.979	0.958
26	0.085	0.957	0.915	55	0.041	0.979	0.959
27	0.082	0.959	0.918	56	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	57	0.040	0.980	0.960
29	0.076	0.962	0.924	58	0.039	0.980	0.961
30	0.074	0.963	0.926	59	0.038	0.981	0.962
				60	0.038	0.981	0.962

〒640-8511

和歌山市七番丁 23 番地
和歌山市 財政局 税務部 資産税課
(償却資産担当) 行



郵送で申告書をお送りいただく場合に、「宛名ラベル」として、切り取ってご利用ください。